

電力小売の全面自由化に伴い、消費者の選択の自由を実質的に確保するための

電源構成等の情報開示の義務化を求める意見書

平成 26 年 4 月に策定されたエネルギー基本計画には、「需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことができれば、需要動向が供給構造におけるエネルギー源の構成割合や供給規模に対して影響を及ぼし、供給構造をより効率化することが期待される」と書かれており、電源について多様な選択肢を確保することが求められている。

平成 28 年 4 月からの電力小売全面自由化により、全ての消費者が電力会社を自由に選ぶことが可能になった。

しかし、消費者の選択の自由を実質的に確保するための電源構成等の情報開示については、2016 年 1 月に経済産業省が公表した「電力の小売営業に関する指針」に、「ホームページ・パンフレット・チラシ等を通じて、電源構成や CO2 排出係数を開示することが望ましい」とされ、事業者の努力を求めるのみにとどまり、消費者が電源構成を確認して電力供給会社を選ぶことに対応できるものとはなっていない。

さらに、指針作成を担った電力取引監視等委員会/制度設計専門会合の中で強く要望のあった「環境汚染物質の排出量」「放射性廃棄物排出量」の情報開示は、「今後の検討課題」とされ見送られた。

経産省の国民意識調査(2014 年 4 月)によれば、電力自由化に期待することとして、50%の回答者が「再生可能エネルギーが多いなど特徴ある電力会社を選べる」を選択している。

COP21 で温暖化対策の国際枠組みが合意され、日本も CO2 削減目標が課せられることとなる。消費者が CO2 排出量の少ない電源を選び、我が国の目標達成に寄与することは歓迎すべきことであり、その前提として、電源の情報開示は不可欠である。

また、電力小売りの全面自由化のきっかけが、東電福島第一原発事故にあったことから、電源を原発に求めない消費者に対し、電源構成を明示することは必然のことである。

よって、西東京市議会は貴職に対し、消費者の選択の自由を実質的に確保するために、以下のことを要請する。

1. 小売電気事業者に対し、「電源構成」「CO2 排出係数」「環境汚染物質の排出量」「放射性廃棄物排出量」の情報開示を義務づけること。
2. ホームページ・パンフレットのみにとどまらず、消費者が必ず目にする請求書に明示すべきこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 3 月 日

西東京市議会議長 稲垣裕二

内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣